

会費納入のお願い

令和7年度 継続会員の方

振替口座登録の会員

(口座振替で支払の会員)

令和7年2月27日(木)に登録口座から振替されます。

令和7年度の年会費は、日臨技会費10,000円(不課税)及び入会されている都道府県技師会会費の合算された額となります。前日までに登録口座の残高をご確認いただき、ご準備ください。

◎口座変更をご希望の方

令和7年1月10日以降に到着した「口座振替依頼書」については、翌年度(令和8年度)からの登録口座変更となります。令和7年度会費は現在の登録口座から振替されます。

振替口座未登録(※注)の会員

払込票(コンビニ及び郵便局払い)を令和7年2月中旬に自宅住所宛で送付します。

払込票発行手数料340円を加算してご請求いたします。

令和7年3月31日までに会費の支払いをお願いします。入金の確認が取れない場合、会員及び会費等に関する規程第13条に基づき、4月15日までに書面にて催告(督促)いたします。未納のまま一定期間が経過しますと自動退会となりますので、ご注意ください。

◎転居されている方

令和7年1月31日までに必ず住所の変更をお願いします。ご住所の変更方法は、次ページの「会員異動の手続き」をご確認ください。

※注 令和6年度に新たに入会(再入会)された会員で手続き後に「入会申込書・口座振替依頼書」を当会事務局へ郵送されていない方、及び「口座振替依頼書」不備のお知らせをしましたが再提出いただけていない方は、「口座振替未登録」となっています。

継続する会員の年会費の納付は、令和7年3月31日までです。

詳細は当会ホームページ(www.jamt.or.jp/pickup/pickup_022_shokai.html)をご参照ください。

また、お近くに未入会の方がいらっしゃいましたら、当会活動の活性化のためにも一人でも多くの技師の方が入会されるよう「新・再入会希望の皆様へ」のページの内容をお勧めくださるようお願いいたします。

令和6年度で退会される方(令和7年度会員の継続をされない方)

1月31日までに退会手続きを行った場合(手書きの「退会届」は1月31日必着)

→ 令和7年2月27日の令和7年度会費の口座振替は停止されます。

2月1日以降に退会手続きを行った場合(手書きの「退会届」は3月31日必着)

→ 令和7年2月27日(振替えられない場合は3月27日に再振替)に令和7年度会費が口座振替されます。年会費は返金対象となりますので返金手続きを行ってください。

返金手続き方法の詳細は当会ホームページの令和7年度会費についてをご覧ください。

※ 令和7年3月31日までに退会手続きが完了していない場合には、返金できませんのでご注意ください。